



秋田県公報

目次	ページ
----	-----

告示	1
生活保護法による指定介護機関の事業の廃止(四三三、四三四・福祉政策課)	6
生活保護法による介護機関の指定(四三五・福祉政策課)	9
結核予防法による医療機関の指定(四三六・大仙保健所)	10
松くい虫のまん延防止のための措置命令(四三七・森林整備課)	10
公告	10
土地改良区の定款変更の認可(山本地域振興局農林部)	10

県管土地改良事業計画の決定(秋田地域振興局農林部)	10
土地改良区の定款変更の認可(由利地域振興局農林部)	10
土地改良区の役員の変更及び就任の届出(仙北地域振興局農林部)	11
土地改良区の定款変更の認可(平鹿地域振興局農林部)	12
物品調達契約に係る一般競争入札の実施(管財課)	12
選挙管理委員会告示	13
選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(六八)	13
各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(六九)	13

告 示

秋田県告示第四百三十三号
 生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から事業の廃止の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定に基づき、告示する。
 平成十七年四月十九日

秋田県知事 寺田典城

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	サービスの種類	廃止年月日
幸寿苑居宅介護支援事業所	仙北西部老人保健施設 一部事務組合 管理者	仙北郡西仙北町強首字上野台十二番地十五	居宅介護支援事業	平成十七年三月二十一日
仙北西部介護老人保健施設 幸寿園	仙北西部老人保健施設 一部事務組合 管理者	仙北郡西仙北町強首字上野台十二番地十五	介護老人保健施設、通 所リハビリテーション、 短期入所療養介護	平成十七年三月二十一日
介護老人保健施設中仙町立 八乙女荘	中仙町長	仙北郡中仙町北長野字野口前二十三番地	介護老人保健施設、通 所リハビリテーション、 短期入所療養介護	平成十七年三月二十一日
真森苑デイサービスセンタ I	仙北東部特別養護老人 ホーム一部事務組合 管理者	仙北郡仙北町板見内字一ツ森四百十番地	通所介護	平成十七年三月二十一日

協和町特別養護老人ホーム 峰山荘	若美町社会福祉協議会指定 居宅介護支援事業所	若美町社会福祉協議会指定 訪問介護事業所	飯田川町社協訪問センター	鳥海町指定居宅介護支援事 業所	鳥海町指定訪問入浴介護事 業所	鳥海町指定訪問介護事業所	悠楽館指定通所介護事業所	鳥寿苑指定通所介護事業所	鳥海町指定短期入所生活介 護事業所	鳥海町特別養護老人ホーム 鳥寿苑	真森苑短期入所生活介護事 業所
協和町長	社会福祉法人若美町社 会福祉協議会 会長	社会福祉法人若美町社 会福祉協議会 会長	社会福祉法人飯田川町 社会福祉協議会 会長	鳥海町長	鳥海町長	鳥海町長	鳥海町長	鳥海町長	鳥海町長	鳥海町長	仙北東部特別養護老人 ホーム一部事務組合 管理者
仙北郡協和町峰吉川字半仙二十九番地九十	南秋田郡若美町払戸字渡部三十番地十七	南秋田郡若美町払戸字渡部三十番地十七	南秋田郡飯田川町和田妹川字千刈八番地二	由利郡鳥海町伏見字久保七十七番地	由利郡鳥海町伏見字久保七十七番地	由利郡鳥海町伏見字久保七十七番地	由利郡鳥海町上笹字字堺台百五番地	由利郡鳥海町伏見字久保七十七番地	由利郡鳥海町伏見字久保七十七番地	由利郡鳥海町伏見字久保七十七番地	仙北郡仙北町板見内字一ツ森四百十番地
介護老人福祉施設	居宅介護支援事業	訪問介護	訪問介護	居宅介護支援事業	訪問入浴介護	訪問介護	通所介護	通所介護	短期入所生活介護	介護老人福祉施設	短期入所生活介護
平成十七年三月二十一日	平成十七年三月二十一日	平成十七年三月二十一日	平成十七年三月二十一日	平成十七年三月二十一日	平成十七年三月二十一日	平成十七年三月二十一日	平成十七年三月二十一日	平成十七年三月二十一日	平成十七年三月二十一日	平成十七年三月二十一日	平成十七年三月二十一日

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	サービスの種類	廃 止 年 月 日
中仙町立老人デイサービスセンター	中仙町長	仙北郡中仙町北長野字野口前四十七番地	通所介護	平成十七年三月二十一日
中仙町立老人短期入所施設	中仙町長	仙北郡中仙町北長野字野口前四十七番地	短期入所生活介護	平成十七年三月二十一日
特別養護老人ホーム愛幸園	仙北西部特別養護老人ホーム一部事務組合 管理者	仙北郡神岡町神宮寺字本郷道南七十八番地	短期入所生活介護	平成十七年三月二十一日
愛幸園デイサービスセンター	仙北西部特別養護老人ホーム一部事務組合 管理者	仙北郡神岡町神宮寺字本郷道南七十八番地	通所介護	平成十七年三月二十一日
稲川町特別養護老人ホーム健寿苑	稲川町長	雄勝郡稲川町八面字寺下谷地七十五番地四	介護老人福祉施設	平成十七年三月二十一日
健寿苑指定短期入所生活介護事業所	稲川町長	雄勝郡稲川町八面字寺下谷地七十五番地四	短期入所生活介護	平成十七年三月二十一日
社会福祉法人稲川町社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所	社会福祉法人稲川町社会福祉協議会 会長	雄勝郡稲川町大館字上平城二番地六	居宅介護支援事業	平成十七年三月二十一日
福寿園デイサービスセンター	仙北西部特別養護老人ホーム一部事務組合 管理者	仙北郡南外村字湯神台十番地	通所介護	平成十七年三月二十一日
特別養護老人ホーム福寿園	仙北西部特別養護老人ホーム一部事務組合 管理者	仙北郡南外村字湯神台十番地	介護老人福祉施設、短期入所生活介護	平成十七年三月二十一日

秋田県告示第四百三十四号
生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から事業の廃止の届出

があつたので、同法第五十五条の二第二号の規定に基づき、告示する。
平成十七年四月十九日

秋田県知事 寺 田 典 城

大内町指定訪問入浴介護事業所	大内町指定通所介護事業所 高台苑	大内町指定訪問介護事業所	岩城町訪問入浴介護事業所	岩城町通所介護事業所	東由利町社会福祉協議会訪問介護事業所	岩城町訪問介護事業所	岩城町住宅介護支援事業所	西目町社会福祉協議会指定訪問入浴介護事業所	西目町社会福祉協議会指定訪問介護事業所	西目町社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所	由利郡ケアサポート白百合苑
社会福祉法人大内町社会福祉協議会 会長	社会福祉法人大内町社会福祉協議会 会長	社会福祉法人大内町社会福祉協議会 会長	社会福祉法人岩城町社会福祉協議会 会長	社会福祉法人岩城町社会福祉協議会 会長	社会福祉法人東由利町社会福祉協議会 会長	社会福祉法人岩城町社会福祉協議会 会長	社会福祉法人岩城町社会福祉協議会 会長	社会福祉法人西目町社会福祉協議会 会長	社会福祉法人西目町社会福祉協議会 会長	社会福祉法人西目町社会福祉協議会 会長	社会福祉法人由利町社会福祉協議会 会長
由利郡大内町岩谷町字八ヶノ下五十八番地	由利郡大内町岩谷町字八ヶノ下五十八番地	由利郡大内町岩谷町字日渡百二十四番地一	由利郡岩城町内道川字馬道四十三番地一	由利郡岩城町内道川字馬道四十三番地一	由利郡東由利町老方字台山三十六番地	由利郡岩城町内道川字馬道四十三番地一	由利郡岩城町内道川字馬道四十三番地一	由利郡西目町沼田字新道下二番地五百四十八	由利郡西目町沼田字新道下二番地五百四十八	由利郡西目町沼田字新道下二番地五百四十八	由利郡由利町前郷字家岸七十九番地十七
訪問入浴介護	通所介護	訪問介護	訪問入浴介護	通所介護	訪問介護	訪問介護	居宅介護支援事業	訪問入浴介護	訪問介護	居宅介護支援事業	居宅介護支援事業
平成十七年三月二十一日	平成十七年三月二十一日	平成十七年三月二十一日	平成十七年三月二十一日	平成十七年三月二十一日	平成十七年三月二十一日	平成十七年三月二十一日	平成十七年三月二十一日	平成十七年三月二十一日	平成十七年三月二十一日	平成十七年三月二十一日	平成十七年三月二十一日

大内町指定通所介護事業所 さつき苑	社会福祉法人大内町社 会福祉協議会 会長	由利郡大内町中田代字上ノ山百六十三番地	通所介護	平成十七年三月二十一日
大内町指定居宅介護支援事業所	社会福祉法人大内町社 会福祉協議会 会長	由利郡大内町岩谷町字日渡百二十四番地一	居宅介護支援事業	平成十七年三月二十一日
東由利町社会福祉協議会居宅 介護支援事業所	社会福祉法人東由利町 社会福祉協議会 会長	由利郡東由利町老方字後田七十番地三	居宅介護支援事業	平成十七年三月二十一日
由利町ヘルパーステーショ ンゆりちゃん	社会福祉法人由利町社 会福祉協議会 会長	由利郡由利町前郷字御伊勢下四番地一	訪問介護	平成十七年三月二十一日
矢島町社会福祉協議会居宅 介護支援事業所	社会福祉法人矢島町社 会福祉協議会 会長	由利郡矢島町城内字八森下四百八十六番地一	居宅介護支援事業	平成十七年三月二十一日
矢島町社会福祉協議会指定 訪問介護事業所	社会福祉法人矢島町社 会福祉協議会 会長	由利郡矢島町城内字八森下四百八十六番地一	訪問介護	平成十七年三月二十一日
矢島町社会福祉協議会指定 訪問入浴介護事業所	社会福祉法人矢島町社 会福祉協議会 会長	由利郡矢島町城内字八森下四百八十六番地一	訪問入浴介護	平成十七年三月二十一日
矢島町社会福祉協議会指定 通所介護事業所	社会福祉法人矢島町社 会福祉協議会 会長	由利郡矢島町城内字八森下四百八十六番地一	通所介護	平成十七年三月二十一日
東由利町居宅介護支援事業 所	東由利町長	由利郡東由利町蔵字八十三番地	居宅介護支援事業	平成十七年三月二十一日
東由利町短期入所生活介護 事業所	東由利町長	由利郡東由利町蔵字八十三番地	短期入所生活介護	平成十七年三月二十一日
東由利町通所介護事業所	東由利町長	由利郡東由利町蔵字八十三番地	通所介護	平成十七年三月二十一日
本荘市社会福祉協議会居宅 介護支援事業所	社会福祉法人本荘市社 会福祉協議会 会長	本荘市出戸町字瓦谷地一番地	居宅介護支援事業	平成十七年三月二十一日

秋田県告示第四百三十五号
 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、
 介護扶助のための介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条

の二第一号の規定に基づき、
 平成十七年四月十九日
 告示する。

秋田県知事 寺 田 典 城

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	サービスの種類	指定年月日
由利本荘市社会福祉協議会 本荘居宅介護支援事業所	社会福祉法人由利本荘 市社会福祉協議会 会 長	由利本荘市瓦谷地一番地	居宅介護支援事業	平成十七年三月二十二日
由利本荘市社会福祉協議会 大内居宅介護支援事業所	社会福祉法人由利本荘 市社会福祉協議会 会 長	由利本荘市岩谷町日渡百二十四番地一	居宅介護支援事業	平成十七年三月二十二日
由利本荘市社会福祉協議会 東由利居宅介護支援事業所	社会福祉法人由利本荘 市社会福祉協議会 会 長	由利本荘市東由利老方字台山三十六番地	居宅介護支援事業	平成十七年三月二十二日

本荘市社会福祉協議会指定 訪問介護事業所	社会福祉法人本荘市社 会福祉協議会 会 長	本荘市出戸町字瓦谷地一番地	訪問介護	平成十七年三月二十一日
本荘市社会福祉協議会指定 訪問入浴介護事業所	社会福祉法人本荘市社 会福祉協議会 会 長	本荘市出戸町字瓦谷地一番地	訪問入浴介護	平成十七年三月二十一日
由利町デイサービスセンタ ー白百合苑	由利町長	由利郡由利町前郷字家岸七十九番地十七	通所介護	平成十七年三月二十一日
由利町老人デイサービスセ ンター鮎川	由利町長	由利郡由利町東鮎川字山崎八番地	通所介護	平成十七年三月二十一日
由利町特別養護老人ホーム 白百合苑シヨートステイ部	由利町長	由利郡由利町前郷字家岸七十九番地十七	短期入所生活介護	平成十七年三月二十一日
特別養護老人ホーム白百合 苑	由利町長	由利郡由利町前郷字家岸七十九番地十七	介護老人福祉施設	平成十七年三月二十一日

由利本荘市社会福祉協議会 矢島訪問入浴介護事業所	由利本荘市社会福祉協議会 大内訪問入浴介護事業所	由利本荘市社会福祉協議会 本荘訪問入浴介護事業所	由利本荘市社会福祉協議会 西目訪問介護事業所	由利本荘市社会福祉協議会 岩城訪問介護事業所	由利本荘市社会福祉協議会 東由利訪問介護事業所	由利本荘市社会福祉協議会 大内訪問介護事業所	由利本荘市社会福祉協議会 由利訪問介護事業所	由利本荘市社会福祉協議会 本荘訪問介護事業所	由利本荘市社会福祉協議会 西目居宅介護支援事業所	由利本荘市社会福祉協議会 岩城居宅介護支援事業所	由利本荘市社会福祉協議会 矢島居宅介護支援事業所
社会福祉法人由利本荘 市社会福祉協議会 市長	社会福祉法人由利本荘 市社会福祉協議会 市長	社会福祉法人由利本荘 市社会福祉協議会 市長	社会福祉法人由利本荘 市社会福祉協議会 市長	社会福祉法人由利本荘 市社会福祉協議会 市長	社会福祉法人由利本荘 市社会福祉協議会 市長	社会福祉法人由利本荘 市社会福祉協議会 市長	社会福祉法人由利本荘 市社会福祉協議会 市長	社会福祉法人由利本荘 市社会福祉協議会 市長	社会福祉法人由利本荘 市社会福祉協議会 市長	社会福祉法人由利本荘 市社会福祉協議会 市長	社会福祉法人由利本荘 市社会福祉協議会 市長
由利本荘市矢島町城内字八森下四百八十六番地一	由利本荘市岩谷町字八ヶノ五十八番地	由利本荘市瓦谷地一番地	由利本荘市西目町沼田字新道下二番地五百四十八	由利本荘市岩城内道川字馬道四十三番地一	由利本荘市東由利老方字台山三十六番地	由利本荘市岩谷町日渡百二十四番地一	由利本荘市前郷字御伊勢下四番地一	由利本荘市瓦谷地一番地	由利本荘市西目町沼田字新道下二番地五百四十八	由利本荘市岩城内道川字馬道四十三番地一	由利本荘市矢島町城内字八森下四百八十六番地一
訪問入浴介護	訪問入浴介護	訪問入浴介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護	居宅介護支援事業	居宅介護支援事業	居宅介護支援事業
平成十七年三月二十二日	平成十七年三月二十二日	平成十七年三月二十二日	平成十七年三月二十二日	平成十七年三月二十二日	平成十七年三月二十二日	平成十七年三月二十二日	平成十七年三月二十二日	平成十七年三月二十二日	平成十七年三月二十二日	平成十七年三月二十二日	平成十七年三月二十二日

由利本荘市特別養護老人ホーム白百合苑	由利本荘市社会福祉協議会ケアプランセンター	潟上市社会福祉協議会訪問入浴センター	潟上市社会福祉協議会ヘルパーステーション	特別養護老人ホーム健寿苑	湯沢市健寿苑指定短期入所生活介護事業所	由利本荘市社会福祉協議会岩城通所介護事業所	由利本荘市社会福祉協議会矢島通所介護事業所	由利本荘市社会福祉協議会通所介護事業所さつき苑	由利本荘市社会福祉協議会通所介護事業所高台苑	由利本荘市社会福祉協議会西目訪問入浴介護事業所	由利本荘市社会福祉協議会岩城訪問入浴介護事業所
由利本荘市長職務執行者	社会福祉法人潟上市社会福祉協議会 会長	社会福祉法人潟上市社会福祉協議会 会長	社会福祉法人潟上市社会福祉協議会 会長	湯沢市長職務執行者	湯沢市長職務執行者	社会福祉法人由利本荘市社会福祉協議会 会長	社会福祉法人由利本荘市社会福祉協議会 会長	社会福祉法人由利本荘市社会福祉協議会 会長	社会福祉法人由利本荘市社会福祉協議会 会長	社会福祉法人由利本荘市社会福祉協議会 会長	社会福祉法人由利本荘市社会福祉協議会 会長
由利本荘市前郷字家岸七十九番地十七	潟上市飯田川和田妹川字千刈八番地の二	潟上市飯田川和田妹川字千刈八番地の二	潟上市飯田川和田妹川字千刈八番地の二	湯沢市駒形町字八面寺下谷地七十五番地四	湯沢市駒形町字八面寺下谷地七十五番地四	由利本荘市岩城内道川字馬道四十三番地一	由利本荘市矢島町城内字八森下四百八十六番地一	由利本荘市中田代字上ノ山六十三番地	由利本荘市岩谷町字八ヶノ五十八番地	由利本荘市西目町沼田字新道下二番地五百四十八	由利本荘市岩城内道川字馬道四十三番地一
介護老人福祉施設	居宅介護支援事業	訪問入浴介護	訪問介護	介護老人福祉施設	短期入所生活介護	通所介護	通所介護	通所介護	通所介護	訪問入浴介護	訪問入浴介護
平成十七年三月二十二日	平成十七年三月二十二日	平成十七年三月二十二日	平成十七年三月二十二日	平成十七年三月二十二日	平成十七年三月二十二日	平成十七年三月二十二日	平成十七年三月二十二日	平成十七年三月二十二日	平成十七年三月二十二日	平成十七年三月二十二日	平成十七年三月二十二日

秋田県告示第四百三十六号

介護老人保健施設幸寿園	愛幸園短期入所生活介護事業所	福寿園短期入所生活介護事業所	協和デイサービスセンター	福寿園デイサービスセンター	愛幸園デイサービスセンター	デイサービスセンター「なんがい」	若美福祉居宅介護支援事業所	由利本荘市特別養護老人ホーム白百合苑シヨートステイ部	由利本荘市デイサービスセンター白百合苑	由利本荘市老人デイサービスセンター鮎川
大仙市長職務執行者	大仙市長職務執行者	大仙市長職務執行者	大仙市長職務執行者	大仙市長職務執行者	大仙市長職務執行者	大仙市長職務執行者	社会福祉法人男鹿市社会福祉協議会 会長	由利本荘市長職務執行者	由利本荘市長職務執行者	由利本荘市長職務執行者
大仙市強首字上野台十二番地十五	大仙市神宮寺字本郷道南七十八番地	大仙市南外字湯神台十番地	大仙市協和上淀川字中嶋三十三番地	大仙市南外字湯神台十番地	大仙市神宮寺字本郷道南七十八番地	大仙市南外字松木田百十九番地	男鹿市弘戸字渡部三十番地十七	由利本荘市前郷字家岸七十九番地十七	由利本荘市前郷字家岸七十九番地十七	由利本荘市東鮎川字下山崎八番地
介護老人保健施設、通所リハビリテーション、通短期入所療養介護	短期入所生活介護	短期入所生活介護	通所介護	通所介護	通所介護	通所介護	居宅介護支援事業	短期入所生活介護	通所介護	通所介護
平成十七年三月二十二日	平成十七年三月二十二日	平成十七年三月二十二日	平成十七年三月二十二日	平成十七年三月二十二日	平成十七年三月二十二日	平成十七年三月二十二日	平成十七年三月二十二日	平成十七年三月二十二日	平成十七年三月二十二日	平成十七年三月二十二日

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、次の

とおり医療を担当させる機関を指定したので、結核予防法施行令(昭和二十六年政令第四百二十二号)第二条の五第一項の規定に基づき、告示する。

平成十七年四月十九日

秋田県知事 寺田典城

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
上大町薬局	大仙市大曲上大町五五一番	平成十七年四月一日

秋田県告示第四百三十七号

森林病害虫等防除法(昭和二十五年法律第五十三号)第五条第一項の規定により、松くい虫のまん延を防止するため、同法第三条第一項第五号に掲げる命令をすることで、同法第五条第四項において準用する同法第三条第五項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成十七年四月十九日

秋田県知事 寺田典城

一 区域及び期間

- (一) 区域 秋田市、能代市、横手市、男鹿市、湯沢市、由利本荘市、潟上市、大仙市、山本郡琴丘町、二ツ井町、八森町、山本町、八竜町及び峰浜村、南秋田郡五城目町、八郎潟町、井川町及び大潟村、由利郡仁賀保町、金浦町及び象潟町、仙北郡角館町、田沢湖町、西木村及び美郷町、平鹿郡増田町、平鹿町、雄物川町、大森町、十文字町、山内村及び大雄村並びに雄勝郡羽後町及び東成瀬村

- (二) 期間 平成十七年五月十日から平成十八年五月九日まで

二 森林病害虫等の種類

松くい虫

三 行うべき措置の内容

松くい虫が付着している伐採木等は、松くい虫を駆除した後でなければ移動させることができないものとする。ただし、被害対策として特別伐倒駆除を行う場合はこの限りでない。

四 命令をしようとする理由

(一)に掲げる区域の松林において松くい虫による被害が発生しており、三に掲げる措置を行わなければ松くい虫による被害が拡大し、当該区域及びその周辺の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため

公 告

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、次の土地改良区から申請があつた定款変更について、次のとおり認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。
平成十七年四月十九日

秋田県知事 寺田典城

一 山本町泉八日土地改良区

認可年月日 平成十七年四月十一日

二 能代市東土地改良区

認可年月日 平成十七年四月十一日

三 八竜町浜口土地改良区

認可年月日 平成十七年四月十一日

四 峰浜土地改良区

認可年月日 平成十七年四月十一日

五 能代北部土地改良区

認可年月日 平成十七年四月十一日

六 山本郡山本町下岩川土地改良区

認可年月日 平成十七年四月十一日

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、男鹿市脇本浦田字大保田八十二番地一吉田庄三郎ほか十七人から申請があつた県営土地改良事業の施行に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。
平成十七年四月十九日

秋田県知事 寺田典城

一 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業(男鹿浦田地区担い手育成基盤整備事業)計画書の写し

二 縦覧期間 平成十七年四月二十日から同年五月二十三日まで

三 縦覧場所 男鹿市役所

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、由利郡滝沢堰土地改良区から申請があつた定款変更について、平成十七年四月十一日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。

平成十七年四月十九日

秋田県知事 寺田典城

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次の土地改良区から次のとおり役員（の退任及び就任の届出があつたので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。
平成十七年四月十九日

秋田県知事 寺田典城

一 大曲市花館土地改良区

(一) 退任理事の住所及び氏名

大曲市高関上郷字中貫五十六番地	佐藤敏光
花館柳町十番二号	小原善市
福田町十六番三十一号	加藤昌志
幸町一番二十一号	栗谷川 傳
花館上町十三番八号	佐藤 一男
字上中野七十番地	三浦 喜代美
字間倉州崎三十三番地	佐々木直重
字西台七十番地	佐藤 金光
中町一番三十五号	加賀谷 久
柳町十一番十四号	千葉清勝
字唐関九十六番地	高橋 満
上町十五番五十号	近江 久雄
大花町二十八番一号	佐藤 寅雄
花館字上大戸七十八番一号	佐藤 敏光
就任理事の住所及び氏名	
大仙市高関上郷字中貫五十六番地	佐藤 敏光
花館柳町十番二号	小原 善市
福田町十六番三十一号	加藤 昌志
幸町一番二十一号	栗谷川 傳
花館上町十三番八号	佐藤 一男
字上中野七十番地	三浦 喜代美
字間倉州崎三十三番地	佐々木直重
字西台七十番地	佐藤 金光
中町一番三十五号	加賀谷 久
柳町十一番十四号	千葉清勝
字唐関九十六番地	高橋 満
上町十五番五十号	近江 久雄
大花町二十八番一号	佐藤 寅雄
花館字上大戸七十八番一号	佐藤 敏光

(二)

二 秋田県仙南土地改良区

(一) 退任理事の住所及び氏名

仙北郡美郷町天神堂字松ノ木百二番地	鈴木 敏夫
字小荒田二十二番地	鈴木 秀清
南町字広田二十九番地	高橋 俊一
字千刈田一番地	高橋 龍治
野荒町字籠林二百二十二番地	小田長 輝一
境田字下鼠田百四十八番地	小林 薫
字片田二十四番地	森本 武廣
金沢字中野際八十三番地	高橋 隆治
字元東根三十六番地	伊藤 誠徳
野荒町字籠林四十四番地	木村 正彦
飯詰字西君堂二十二番地	藤田 長三郎
字藤原四番地一	大島 勲
字水上十四番地	高橋 義美
字南中島五十八番地	小貫 成孝
字轄町五十三番地一	本間 純男
佐野字下佐野四十七番地	大坂 善雄
字倉合七十三番地	川本 善明
金沢字谷地中二十番地	中村 美智男
野荒町字町ノ内二百三十番地	野村 秀夫

(四) 就任監事の住所及び氏名

大仙市花館中町二番四十五号	加賀谷 金市
柳町五番五十八号	三浦 市良
上町二番四十六号	小山 清司
高関上郷字中貫十六号	伊藤 隆康
大仙市花館中町二番四十五号	加賀谷 金市
柳町五番五十八号	三浦 市良
上町二番四十六号	小山 清司
高関上郷字中貫十六号	伊藤 隆康
大仙市花館字唐関九十六番地	高橋 久満
上町十五番五十号	近江 久雄
大花町二十八番一号	佐藤 寅雄
花館字下大戸九十七番地	三浦 功

(二)

仙北郡美郷町金沢字中関一番地
 横手市金沢本町字立石五十三番地
 仙北郡美郷町金沢字押切谷地四十六番地
 就任理事の住所及び氏名
 仙北郡美郷町天天堂字松ノ木百二番地
 " 字小荒田二十二番地
 " 南町字広田二十九番地
 " 字千刈田一番地
 " 野荒町字籠林二百二十二番地
 " 境田字下鼠田百四十八番地
 " 字片田二十四番地
 " 金沢字中野際八十三番地
 " 字元東根三十六番地
 " 野荒町字籠林四十四番地
 " 飯詰字西君堂三十一番地
 " 字藤原四番地一
 " 字水上十四番地
 " 字南中島五十八番地
 " 字輻町五十三番地一
 " 佐野字下佐野四十七番地
 " 字倉合七十三番地
 " 金沢字谷地中二十番地
 " 野荒町字町ノ内二百三十番地
 " 金沢字中関一番地
 横手市金沢本町字立石五十三番地

洪谷耕蔵
山口伸幸
後藤彦八

(三)

仙北郡美郷町境田字五羽田七十八番地
 就任理事の住所及び氏名
 仙北郡美郷町境田字五羽田七十八番地
 " 金沢元東根百三十五番地
 " 飯詰字矢口五十四番地
 " 金沢字鞍掛二百三十六番地
 就任理事の住所及び氏名
 仙北郡美郷町境田字五羽田七十八番地
 " 金沢元東根百三十五番地
 " 飯詰字矢口五十四番地
 " 飯詰字矢口五十四番地

鈴木昭治
鈴木昭治
東海林鉄郎
鶴谷三雄
後藤彦八

(四)

仙北郡美郷町境田字五羽田七十八番地
 就任理事の住所及び氏名
 仙北郡美郷町境田字五羽田七十八番地
 " 金沢元東根百三十五番地
 " 飯詰字矢口五十四番地
 " 飯詰字矢口五十四番地

鈴木昭治
鈴木昭治
東海林鉄郎
鶴谷三雄
飯詰字矢口五十四番地

仙北郡美郷町金沢字北川原田百四十七番地一 嶋田幸一
 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、平鹿郡大雄村田根森土地改良区から申請があった定款変更について、平成十七年四月十二日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。
 平成十七年四月十九日
 秋田県知事 寺田典城

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。
 平成十七年四月十九日
 秋田県知事 寺田典城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品名及び購入予定数量(一組当たりの単価契約とする。)

(二) 納入通知書用窓あき封筒(住所印刷なし) 四千二百七十六組

(三) 購入物品の仕様等 十枚一組

(四) その他については、入札説明書及び仕様書による。

(一) 契約期間

(二) 契約した日から平成十七年六月十日(金)まで

(三) 納入場所

(四) 県が指定する場所

二 入札に参加する者に必要な資格

(一) 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。

(二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

(三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

(二) 郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

(三) 秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)

(四) 入札説明書及び仕様書の交付方法

(五) 秋田県の休日を除き、平成十七年四月十九日(火)から同月二十八日(木)

(六) 規定するまでの期間、随時交付する。

(七) 入札執行の日時及び場所

(八) 入札執行の日時及び場所

(九) 入札執行の日時及び場所

(十) 入札執行の日時及び場所

平成十七年五月十三日(金)午後一時三十分

秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六十条から第六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

入札金額は、一組当たりの単価とする。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、小数点以下第四位までの金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第六十六條に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書

(五) その他

に記載された必要書類等を提出すること。
詳細は、入札説明書による。

選挙管理委員会告示

秋選管告示第六十八号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条、第七十五条、第七十六条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八条の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

平成十七年四月十九日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

五十分の一の数 一九、二七二
三分の一の数(選挙権を有する者の総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数) 二二七、二五九

秋選管告示第六十九号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第八十条の規定による選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

平成十七年四月十九日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

選挙区別

秋田市	八四、九一五
能代市	一四、七一六
横手市	一〇、九六一
大館市	一八、〇六九
本荘市	一一、一六三
男鹿市	八、三二六
湯沢市	九、三二七
大曲市	一〇、六三八
鹿角市鹿角郡	一一、五四四
北秋田郡	一七、九一三
山本郡	一三、二五三
南秋田郡	一九、八六七
河辺郡	五、一九五
由利郡	二〇、八〇四
仙北郡	三一、六五四
平鹿郡	一八、三九〇
雄勝郡	一一、四五五

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(0862)8766 F A X(0863)0005
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄